

対象事業名	補助対象者	対象費目	補助金額	補助回数
<u>空き店舗活用事業</u> 家屋の外観を修景し、休憩所、ギャラリー又は展示場等として活用する事業	補助対象団体	修景費 改装費	補助率：3分の2 限度額：30万円 補助対象団体自らが実施の場合 補助率：3分の1 限度額：100万円	同一事業経営者につき1回 ただし、補助対象団体自らが実施する事業は、同一空き店舗について1回
<u>イベント事業</u> 補助対象団体が中心市街地において行うイベント事業で市長が適当と認めたもの	補助対象団体	謝礼金 人件費、 消耗品費 借上料 委託料等	補助率：3分の2 限度額：30万円	同一団体に対して、同一会計年度に1回 同一イベントに対して、5年度を限度
<u>既設家屋改装等事業</u> 1 既設家屋の外観を修景する事業	商店街振興組合等 TMO	修景費 改装費	補助率：3分の2 限度額：20万円	同一事業経営者につきいずれか1回に限り交付する。
2 既設家屋の外観を修景しかつ、その一部を休憩所、ギャラリー等立寄施設に改装する事業			補助率：3分の2 限度額：30万円	